

## 平成26年度 新居浜市一般会計補正予算（第5号）

平成26年度新居浜市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ844,744千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48,123,455千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加は、「第4表 地方債補正」による。

平成26年12月2日 提出

新居浜市長 石川 勝行

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市税		18,264,947	105,909	18,370,856
	1. 市民税	7,124,937	105,909	7,230,846
14. 国庫支出金		6,695,357	133,010	6,828,367
	1. 国庫負担金	5,077,185	131,764	5,208,949
	2. 国庫補助金	1,599,639	1,246	1,600,885
15. 県支出金		3,283,346	11,557	3,294,903
	1. 県負担金	1,782,900	4,689	1,787,589
	2. 県補助金	1,154,452	6,868	1,161,320
17. 寄附金		9,980	14,000	23,980
	1. 寄附金	9,980	14,000	23,980
18. 繰入金		2,634,459	250,000	2,884,459
	1. 基金繰入金	2,634,459	250,000	2,884,459
20. 諸収入		1,780,313	4,468	1,784,781
	4. 雑入	643,083	4,468	647,551
21. 市債		4,084,568	325,800	4,410,368
	1. 市債	4,084,568	325,800	4,410,368
歳入合計		47,278,711	844,744	48,123,455

千円

歳入歳出予算補正

(歳入)

歳 出

千 円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		3,969,911	300,516	4,270,427
	1. 総務管理費	3,064,701	300,516	3,365,217
3. 民生費		18,556,217	52,284	18,608,501
	1. 社会福祉費	9,119,641	20,361	9,140,002
	2. 児童福祉費	6,996,574	31,923	7,028,497
4. 衛生費		5,256,271	△9,773	5,246,498
	2. 清掃費	1,983,904	4,700	1,988,604
	3. 下水道費	2,087,794	△14,473	2,073,321
5. 労働費		325,159	918	326,077
	1. 労働諸費	325,159	918	326,077
6. 農林水産業費		669,352	2,450	671,802
	1. 農業費	528,311	2,450	530,761
8. 土木費		4,139,764	33,291	4,173,055
	4. 港湾費	399,430	33,291	432,721
9. 消防費		2,096,586	2,718	2,099,304
	1. 消防費	2,096,586	2,718	2,099,304
10. 教育費		4,276,697	8,040	4,284,737
	6. 保健体育費	1,041,747	8,040	1,049,787

歳入歳出予算補正

( 歳出 )

千 円



第2表 繰越明許費

千円

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	総合文化施設建設推進費	250,000

第3表 債務負担行為補正

追加

千円

事 項	期 間	限 度 額
森 林 公 園 ゆ ら ぎ の 森 管 理 委 託 料	平成27年度から平成29年度まで	75,975
新 居 浜 市 商 業 振 興 セ ン タ ー 管 理 委 託 料	平成27年度から平成29年度まで	44,400

第4表 地方債補正

追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
耕地災害復旧事業	千円 2,400	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により起債前借り又は翌年度に繰越して借入れすることができる。	年4.0以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
道路橋りょう災害復旧事業	81,500			
港湾施設災害復旧事業	238,100			
林業施設災害復旧事業	500			
漁港施設災害復旧事業	3,300			
計	325,800	—	—	—